



栃木県公報

平成30(2018)年
12月27日(木)
号 外
第 66 号

目 次

訓 令

○職員の宿日直手当支給規程の一部改正.....	1
教育委員会	
○県立学校管理規則の一部改正.....	2
○栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正.....	4
○公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部改正.....	8
○栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正.....	9
○職員の宿日直手当支給規程の一部改正.....	10
人事委員会	
○職員の給料等の支給に関する規則の一部改正.....	11
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正.....	11
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正.....	12
○初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正.....	14
○期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正.....	16
警察本部	
○警察職員の宿日直手当支給規程の一部改正.....	17

訓 令

栃木県訓令第十一号

本 庁
出先機関

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当支給規程(昭和二十七年栃木県訓令第五百五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第三条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一 前条第一号の勤務については、その勤務一回につき四千四百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき二千二百円とする。</p> <p>二 略</p> <p>三 前条第三号の勤務については、その勤務一回につき二万千円。ただし、勤務時間が五時間未</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第三条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一 前条第一号の勤務については、その勤務一回につき四千三百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき二千五百円とする。</p> <p>二 略</p> <p>三 前条第三号の勤務については、その勤務一回につき二万円。ただし、勤務時間が五時間未</p>

満の場合は、その勤務一回につき一万五百円とする。

四 前条第四号イの勤務については、その勤務一回につき七千四百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき三千七百円とする。

四の二 前条第四号ロの勤務については、その勤務一回につき七千二百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき三千六百円とする。

五 略

六 前条第六号の勤務については、その勤務一回につき六千四百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき三千二百円とする。

七 略

2 略

満の場合は、その勤務一回につき一万円とする。

四 前条第四号 の勤務については、その勤務一回につき七千二百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき三千六百円とする。

五 略

六 前条第六号の勤務については、その勤務一回につき六千二百円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合、その勤務一回につき三千百円とする。

七 略

2 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の職員の宿日直手当支給規程の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(人事課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会規則第六号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
別表第一 栃木県立栃木農業高等学校の項及び栃木県立栃木工業高等学校の項を次のように改める。

栃木県立栃木農業高等学校	栃木市平井町911番地	全日制	男女	農業	農業	平成31年度から 募集停止
					農業 土木	
					生物 工学	
					食品 化学	
					生活 科学	
					植物 科学	
					動物	

			男女		科学	
					食品科学	
					環境デザイン	
栃木県立栃木工業高等学校	栃木市岩出町129	全日制	男女	工業	機械	平成31年度から募集停止
					電気	
					電子	
					情報技術	
					電子情報	

別表第一 栃木県立学悠館高等学校の項を次のように改める。

栃木県立学悠館高等学校	栃木市沼和田町2番2号	定時制 (昼夜間)	男女	普通	普通	平成31年度から募集停止
				商業	商業	
		通信制	男女	普通	普通	

別表第一 栃木県立佐野松桜高等学校の項を次のように改める。

栃木県立佐野松桜高等学校	佐野市出流原町643番地5	全日制	男女	工業	情報制御	平成31年度から募集停止
				商業	商業	
				家庭	家政	
				福祉	社会福祉	
					介護福祉	

別表第一 栃木県立真岡北陵高等学校の項を次のように改める。

					生物生産	
--	--	--	--	--	------	--

栃木県立真岡北陵高等学校	真岡市下籠谷町396番地	全日制	男女	農業	農業 機械	
					食品 科学	
				商業	総合 ビジネス	
				福祉	教養 福祉	
	介護 福祉					

別表第一 栃木県立茂木高等学校の項を次のように改める。

栃木県立茂木高等学校	芳賀郡茂木町大字茂木288番地	全日制	男女	総合		
------------	-----------------	-----	----	----	--	--

別表第一 栃木県立黒磯南高等学校の項及び栃木県立矢板高等学校の項を次のように改める。

栃木県立黒磯南高等学校	那須塩原市上厚崎747の2	全日制	男女	総合		
栃木県立矢板高等学校	矢板市片俣618番地2	全日制	男女	農業	農業 経営	
				工業	機械	
					電子	
				家庭	栄養 食物	
				福祉	社会 福祉	
	介護 福祉					

附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第七号

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十一年栃木県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第14(第11条関係) 昇格時号給対応表 イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表					別表第14(第11条関係) 昇格時号給対応表 イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略		2級	略	略	略
略	略				略	略			
95	<u>53</u>	略	略		95	<u>54</u>	略	略	
略	略				略	略			
97	<u>54</u>	略	略		97	<u>55</u>	略	略	
98	<u>54</u>	略	略		98	<u>55</u>	略	略	
99	<u>55</u>	略	略		99	<u>56</u>	略	略	
100	<u>55</u>	略	略		100	<u>56</u>	略	略	
101	<u>55</u>	略	略		101	<u>57</u>	略	略	
102	<u>56</u>	略	略		102	<u>57</u>	略	略	
103	<u>56</u>	略	略		103	<u>57</u>	略	略	
104	<u>56</u>	略	略		104	<u>58</u>	略	略	
105	<u>57</u>	略	略		105	<u>58</u>	略	略	
106	<u>57</u>	略	略		106	<u>58</u>	略	略	
107	<u>57</u>	略	略		107	<u>59</u>	略	略	
108	<u>58</u>	略	略		108	<u>59</u>	略	略	
109	<u>58</u>	略	略		109	<u>59</u>	略	略	
110	<u>58</u>	略	略		110	<u>60</u>	略	略	
111	<u>59</u>	略	略		111	<u>60</u>	略	略	

112	<u>59</u>	略	略	
113	<u>59</u>	略	略	
114	<u>60</u>	略	略	
115	<u>60</u>	略	略	
116	<u>60</u>	略	略	
略				
119	<u>61</u>	略	略	
120	<u>61</u>	略	略	
121	<u>61</u>	略	略	
略				
125	<u>62</u>	略	略	
126	<u>62</u>	略	略	
略				
131	<u>63</u>	略	略	
略				

ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略
略				
82	<u>57</u>	略	略	略
83	<u>58</u>	略	略	略
84	<u>58</u>	略	略	略
85	<u>59</u>	略	略	略
86	<u>59</u>	略	略	略
87	<u>60</u>	略	略	略

112	<u>60</u>	略	略	
113	<u>61</u>	略	略	
114	<u>61</u>	略	略	
115	<u>61</u>	略	略	
116	<u>61</u>	略	略	
略				
119	<u>62</u>	略	略	
120	<u>62</u>	略	略	
121	<u>62</u>	略	略	
略				
125	<u>63</u>	略	略	
126	<u>63</u>	略	略	
略				
131	<u>64</u>	略	略	
略				

ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	略	略	略
略				
82	<u>58</u>	略	略	略
83	<u>59</u>	略	略	略
84	<u>60</u>	略	略	略
85	<u>61</u>	略	略	略
86	<u>61</u>	略	略	略
87	<u>61</u>	略	略	略

88	<u>60</u>	略	略	略
89	<u>61</u>	略	略	略
90	<u>61</u>	略	略	略
91	<u>62</u>	略	略	略
92	<u>62</u>	略	略	略
略				
94	<u>63</u>	略	略	略
略				

備考 略

別表第15(第12条関係)

降格時号給対応表

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	2級から1級への降格	略	略	略
略				
53	<u>95</u>	略	略	
54	<u>98</u>	略	略	
55	<u>101</u>	略	略	
56	<u>104</u>	略	略	
57	<u>107</u>	略	略	
58	<u>110</u>	略	略	
59	<u>113</u>	略	略	
60	<u>116</u>	略	略	
61	<u>121</u>	略	略	
62	<u>126</u>	略	略	

88	<u>62</u>	略	略	略
89	<u>62</u>	略	略	略
90	<u>62</u>	略	略	略
91	<u>63</u>	略	略	略
92	<u>63</u>	略	略	略
略				
94	<u>64</u>	略	略	略
略				

備考 略

別表第15(第12条関係)

降格時号給対応表

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	2級から1級への降格	略	略	略
略				
53	<u>94</u>	略	略	
54	<u>96</u>	略	略	
55	<u>98</u>	略	略	
56	<u>100</u>	略	略	
57	<u>103</u>	略	略	
58	<u>106</u>	略	略	
59	<u>109</u>	略	略	
60	<u>112</u>	略	略	
61	<u>118</u>	略	略	
62	<u>124</u>	略	略	

63	<u>131</u>	略	略	
略				

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	2 級から 1 級への 降格	略	略	略
略				
57	<u>82</u>	略	略	
58	<u>84</u>	略	略	
59	<u>86</u>	略	略	
60	<u>88</u>	略	略	
61	<u>90</u>	略	略	
62	<u>92</u>	略	略	
63	<u>94</u>	略	略	
略				

63	<u>130</u>	略	略	
略				

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	2 級から 1 級への 降格	略	略	略
略				
57	<u>81</u>	略	略	
58	<u>82</u>	略	略	
59	<u>83</u>	略	略	
60	<u>84</u>	略	略	
61	<u>87</u>	略	略	
62	<u>90</u>	略	略	
63	<u>93</u>	略	略	
略				

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会が人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年十二月二十七日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の宿日直手当支給規則（昭和三十四年栃木県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（宿日直手当）</p> <p>第三条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務一回につき四千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき二千二百円とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 特別支援学校に勤務する職員が、その特別支援学校の寄宿生に対する介護の業務を主とする宿日直勤務をした場合、勤務一回につき七千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき三千七百円とする。</p> <p>二 五 略</p>	<p style="text-align: center;">（宿日直手当）</p> <p>第三条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務一回につき四千三百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき二千五百円とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 特別支援学校に勤務する職員が、その特別支援学校の寄宿生に対する介護の業務を主とする宿日直勤務をした場合、勤務一回につき七千二百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき三千六百円とする。</p> <p>二 五 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の宿日直手当支給規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

栃木県教育委員会規則第九号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年十二月二十七日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第2 調整基本額表 イ～ホ 略 ハ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">7,105円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">9,103円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調 整 基 本 額	1 級	7,105円	2 級	9,103円	<p>別表第2 調整基本額表 イ～ホ 略 ハ 特定業務任期付職員教育職給料表(1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">調 整 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">7,033円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">9,027円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調 整 基 本 額	1 級	7,033円	2 級	9,027円
職務の級	調 整 基 本 額												
1 級	7,105円												
2 級	9,103円												
職務の級	調 整 基 本 額												
1 級	7,033円												
2 級	9,027円												

略	
ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)	
職務の級	調整基本額
1 級	7,105円
2 級	7,825円
略	

略	
ト 特定業務任期付職員教育職給料表(2)	
職務の級	調整基本額
1 級	7,033円
2 級	7,749円
略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(教職員課)

栃木県教育委員会訓令第5号

事 務 局
学校以外の教育機関

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

職員の宿日直手当支給規程（昭和二十七年栃木県教育委員会訓令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第三条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務一回につき四千四百円とし、勤務時間が五時間未満の場合はその勤務一回につき二千二百円とする。ただし、住込者にあつては五百八十円とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる教育機関における利用者に対する生活指導等を主とする宿直勤務又は日直勤務に係る宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、宿直勤務又は日直勤務一回につき六千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき三千二百円とする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第三条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務一回につき四千三百円とし、勤務時間が五時間未満の場合はその勤務一回につき二千五百五十円とする。ただし、住込者にあつては五百八十円とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる教育機関における利用者に対する生活指導等を主とする宿直勤務又は日直勤務に係る宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、宿直勤務又は日直勤務一回につき六千二百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき三千円とする。</p> <p>一・二 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の職員の宿日直手当支給規程の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(総務課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十四号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>別表第2 (第6条関係) 調整基本額表 イ～ト 略 チ 特定業務任期付職員研究職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>6,696円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;"><u>8,730円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>リ・ヌ 略 ル 特定業務任期付職員医療職給料表(3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>7,335円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;"><u>8,572円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>6,696円</u>	2 級	<u>8,730円</u>	略		職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,335円</u>	2 級	<u>8,572円</u>	略		<p>別表第2 (第6条関係) 調整基本額表 イ～ト 略 チ 特定業務任期付職員研究職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>6,628円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;"><u>8,662円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>リ・ヌ 略 ル 特定業務任期付職員医療職給料表(3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>7,258円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;"><u>8,496円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>6,628円</u>	2 級	<u>8,662円</u>	略		職務の級	調整基本額	1 級	<u>7,258円</u>	2 級	<u>8,496円</u>	略	
職務の級	調整基本額																																
1 級	<u>6,696円</u>																																
2 級	<u>8,730円</u>																																
略																																	
職務の級	調整基本額																																
1 級	<u>7,335円</u>																																
2 級	<u>8,572円</u>																																
略																																	
職務の級	調整基本額																																
1 級	<u>6,628円</u>																																
2 級	<u>8,662円</u>																																
略																																	
職務の級	調整基本額																																
1 級	<u>7,258円</u>																																
2 級	<u>8,496円</u>																																
略																																	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料等の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第十五号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(夜間業務手当)</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 勤務一回につき 七千三百円</p> <p>二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>イ 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 勤務一回につき 三千五百五十円</p> <p>ロ 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 勤務一回につき 三千円</p> <p>ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 勤務一回につき 二千五百五十円</p> <p>3 略</p>	<p>(夜間業務手当)</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 勤務一回につき 六千八百円</p> <p>二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>イ 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 勤務一回につき 三千三百円</p> <p>ロ 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 勤務一回につき 二千九百円</p> <p>ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 勤務一回につき 二千円</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第十六号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年栃木県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																														
<p>別表第23 (第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">昇格時号給対応表</p> <p>イ～ニ 略</p> <p>ホ 医療職給料表(二) 昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">昇格した日の前日に受けていた号給</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">昇格後の号給</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">79</td> <td style="text-align: center;"><u>45</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					2級	略	略	略	略	略						79	<u>45</u>	略	略	略	略	<p>別表第23 (第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">昇格時号給対応表</p> <p>イ～ニ 略</p> <p>ホ 医療職給料表(二) 昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">昇格した日の前日に受けていた号給</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">昇格後の号給</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">79</td> <td style="text-align: center;"><u>46</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					2級	略	略	略	略	略						79	<u>46</u>	略	略	略	略
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給																																													
	2級	略	略	略	略																																										
略																																															
79	<u>45</u>	略	略	略	略																																										
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																														
	2級	略	略	略	略																																										
略																																															
79	<u>46</u>	略	略	略	略																																										

略							
81	<u>46</u>	略	略	略	略	略	略
82	<u>46</u>	略	略	略	略	略	略
83	<u>47</u>	略	略	略	略	略	略
84	<u>47</u>	略	略	略	略	略	略
85	<u>47</u>	略	略	略	略	略	略
略							

へ 略

別表第24 (第17条関係)
降格時号給対応表

イ 略
ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	略	略	略	略	略	略
略								
14	略	<u>25</u>	略	略	略	略	略	略
略								
25	略	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略
26	略	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略
略								
29	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								

ハ・ニ 略
ホ 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けて	降格後の号給							

略							
81	<u>47</u>	略	略	略	略	略	略
82	<u>47</u>	略	略	略	略	略	略
83	<u>48</u>	略	略	略	略	略	略
84	<u>48</u>	略	略	略	略	略	略
85	<u>49</u>	略	略	略	略	略	略
略							

へ 略

別表第24 (第17条関係)
降格時号給対応表

イ 略
ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	略	略	略	略	略	略
略								
14	略	<u>24</u>	略	略	略	略	略	略
略								
25	略	<u>36</u>	略	略	略	略	略	略
26	略	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略
略								
29	<u>36</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								

ハ・ニ 略
ホ 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けて	降格後の号給							

いた号給	1級	略	略	略	略	略
略						
45	<u>79</u>	略	略	略	略	略
46	<u>82</u>	略	略	略	略	略
47	<u>85</u>	略	略	略	略	略
48	<u>85</u>	略	略	略	略	略
略						

へ 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	略	略	略	略	略
略						
15	<u>31</u>	略	略	略	略	略
略						

いた号給	1級	略	略	略	略	略
略						
45	<u>78</u>	略	略	略	略	略
46	<u>80</u>	略	略	略	略	略
47	<u>82</u>	略	略	略	略	略
48	<u>84</u>	略	略	略	略	略
略						

へ 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	略	略	略	略	略
略						
15	<u>30</u>	略	略	略	略	略
略						

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

栃木県人事委員会規則第十七号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十六年栃木県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第1中欄外以外の部分を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1種	2種	3種
1年未満	円 414,800	円 368,800	円 308,600
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600
12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100

21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200
29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第十八号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十六条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十</u>（条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつて</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十六条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百八十</u>（条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつて</p>

は、 <u>百分の二百三十</u>) 一 再任用職員 <u>百分の九十五</u> (特定幹部職員にあつては、 <u>百分の百十五</u>)	は、 <u>百分の二百二十</u>) 一 再任用職員 <u>百分の八十五</u> (特定幹部職員にあつては、 <u>百分の百五</u>)
--	---

第二条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率) 第十六条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百八十五</u> (条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。))にあつては、 <u>百分の二百二十五</u>) 二 再任用職員 <u>百分の九十</u> (特定幹部職員にあつては、 <u>百分の百十</u>)	(勤勉手当の成績率) 第十六条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 一 再任用職員以外の職員 <u>百分の百九十</u> (条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。))にあつては、 <u>百分の二百三十</u>) 二 再任用職員 <u>百分の九十五</u> (特定幹部職員にあつては、 <u>百分の百十五</u>)

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第二号

警察職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

栃木県警察本部長 坂 口 拓 也

警察職員の宿日直手当支給規程の一部を改正する訓令

警察職員の宿日直手当支給規程(昭和二十九年栃木県警察本部訓令第六号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(宿日直手当) 第三条 前条第二項に掲げる者以外の者の宿日直手当の額は宿直勤務又は日直勤務一回につき <u>四千四百百円</u> とし、勤務時間が五時間未満の場合はその勤務一回につき <u>二千二百円</u> とする。 2 前条第二項に規定する者の宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務一回につき <u>七千四百円</u> とし、勤務時間が五時間未満の場合はその勤務一回につき <u>三千七百円</u> とする。 3 略	(宿日直手当) 第三条 前条第二項に掲げる者以外の者の宿日直手当の額は宿直勤務又は日直勤務一回につき <u>四千三百百円</u> とし、勤務時間が五時間未満の場合はその勤務一回につき <u>二千五百五十円</u> とする。 2 前条第二項に規定する者の宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務一回につき <u>七千二百円</u> とし、勤務時間が五時間未満の場合はその勤務一回につき <u>三千六百円</u> とする。 3 前二項の額は、やむを得ない事情があるときは、減額として支給することができる。 4 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の警察職員の宿日直手当支給規程の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
